

●みんなの裁判

私が考える裁判員制度



斎藤貴男

さいとう たかお

ジャーナリスト。一九五八年東京都生まれ。早稲田大学商学部卒業。「日本工業新聞」記者、「週刊文春」記者などを経てフリーに。「裁判員制度はいらない! 大運動」呼びかけ人。この制度の問題点について講演、執筆活動を行なっている。主な著書に「機会不平等」「心」が支配される日「メディア」@偽装「強いられる死」等多数。

リンチとしての法廷に

とうとう裁判員制度が滑り出してしまった。昨年になって制度の問題点によく気付き、延期や見直しを求め始めていた野党各党も今や総選挙一色、票に直結しそももなテーマなど見向きもしない。

最も恐れるのは法廷がリンチの場になりかねないことだ。司法とは必ずしも真実を究明する機関ではない現実が見据えられなければならないと思う。

かつて週刊誌の記者として重大な冤罪事件取材した際、当事者だった高裁判事に聞かされた。「あの事件の捜査も裁判も不十分だった。だが判決というのは国家の意志なんだ」。だから真犯人かどうかなど二の次でよいのだと、彼は主張

していた。

当時は怒りしか感じなかったが、最近少し違う。こんな開き直りは論外にせよ、裁判には彼の言うような側面がどこまでも付き纏うのも確かなのである。

神ならぬ人間の営みである以上、それは裁判員制度の下でも変わらない。一方の刑事被告人には、冤罪でなくても被告なりの動機、理屈があるはずだ。とどのつまりは国家秩序維持のための方便であるゆえに成立しているにすぎない判決が、市民の総意として言い渡されることの意味を問いたい。

司法への市民参加という発想そのものにも疑義がある。

リンチ云々と表裏一体の議論だが、裁判員制度は市民が裁く側の視点を内面化し、かつ、より従順な国民へと教化・訓練される機会になっていくのではないかと。

国家と市民、国民を対立的に捉えすぎたとの批判が寄せられようが、そんなことはない。両者は共存共栄できる場合もあるが、真っ向から対峙する、しなければ人間の生命や尊厳、人権が一方的に損なわれてしまう局面も不可避なのだから。

職業裁判官と一般市民の法律知識の差はいかんともしがたい。公判前整理手続きをはじめ、裁判官は仕組みの上でも裁判員のはるか上位から、法廷全体を差配できる立場にある。市民参加のスタイルは、従来の裁判の問題点を改善するどころか、逆に増幅させかねない危険さえ伴うのではない。

捜査当局におもねるマスコミの事件報道が事態をより深刻化させてしまう可能性を恐れる。この間の六月下旬、長野県松本市で「松本サリン事件と裁判員制度」と題する集会が開かれた。一九九四年の事件発生から十五年。永田恒治弁護士がこの日の講演で述べた言葉が重かった。「河野義行さん(第一通報者で警察とマスコミに犯人扱いされ続けた)が仮に裁判員裁判にかけられていたら、裁判員が(報道に形成された)世論に同調していただろう」

総じて裁判員制度の評判はよろしくない。制度スタートの直前に行われた読売新聞社の世論調査でも、導入に「反対」が六二%で「賛成」の三四%の倍に近かった。「参加したくない」人は七九・二%にも達した。

もつとも主な理由は「量刑を的確に判断する自信がない」「人を裁くことに抵抗を感じる」などだった。徴兵制にも通じる強権的な性格が嫌われた格好だが、裁判員制度の実態はそれほど単純でもない。

総論賛成の立場で法務省や最高裁の中枢にヒアリングを重ねている法社会学者によると、候補者の選任は職業や思想傾向などによって厳しく絞り込まれるという。一方で主だった大企業は人事・労務面での対応マニュアルを完成させている。

とすれば徴兵制らしくはなくなる道理だが、今度は別の問題が生じる。大企業勤務のビジネスマンなど、いわゆる中流以上の階層ばかりが司法に参加し、彼らの価値観に司法判断が偏っていく可能性だ。

逆説めくが、推進する限りは一種の徴兵制でなければならぬのが裁判員制度なのである。だが憲法第十八条(何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない)を持ち出すまでもなく、徴兵制などあってはならない。どのように考えてみても、裁判員制度には抵抗し続けるを得ないのだ。